

議員提出議案第2号

藤岡市議会委員会条例の一部改正について

藤岡市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成19年3月16日提出

平成19年3月16日可決

提出者	山田 朱美	賛成者	石井 竹則	賛成者	木村 喜徳	賛成者	岩崎 和則
賛成者	大久保協城	〃	青柳 正敏	〃	三好 徹明	〃	西井 左近
〃	湯井 廣志	〃	佐藤 淳	〃	清水 保三	〃	冬木 一俊
〃	茂木 光雄	〃	松本啓太郎	〃	橋本 新一	〃	斉藤千枝子
〃	永井 孝男	〃	櫻井 定男	〃	堀口 昌宏		

藤岡市条例第 号

藤岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

藤岡市議会委員会条例（平成15年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務常任委員会の項中「12人」を「8人」に、経済建設常任委員会の項中「12人」を「8人」に、教務厚生常任委員会の項中「12人」を「8人」に改める。

第3条第2項中「、10人」を「、8人」に改める。

第4条第3項中「後任委員」を「補欠委員」に改める。

第8条第3項中「規定を準用する」を「例による」に改める。

第35条中「第73条第1項」を「第77条第1項」に改める。

第36条第2項中「法第109条の2第3項」を「法第109条の2第4項」に改める。

第56条に次の1項を加える。

- 2 委員長は、起立又は挙手等の委員の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

第73条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

第74条中「、10年」を「、永年」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月30日から施行する。